

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金要綱（以下「要綱」という。）に定めのある補助金の交付申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、当該事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付要綱に定めのある補助金
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者

(交付の条件)

第3条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、その目的を達成するために必要があると認めるときは、次の各号の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、富士宮市自立支援協議会及び調整会議に参画するよう努めること。
- (2) 補助事業者は、補助事業対象の研修を修了した者を主として富士宮市民の相談支援に従事させるよう努めること。
- (3) 補助事業者は、補助事業対象の研修を修了した者を1年以上雇用する見込みであること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事項

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、要綱第2条第6号に規定する研修の参加申込み前に市と補助金申請の協議をし、当該研修を修了させた後、研修修了年度の2月末までに、富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市

長に提出しなければならない。

- (1) 受講費用の支払を証する書類
 - (2) 修了証明書の写し
 - (3) 就労証明書（様式第2号）
 - (4) 人員の配置要件に係る誓約書（様式第3号）
 - (5) 富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金請求書（様式第4号）
 - (6) その他市長が必要と認めた書類
- （交付の決定等）

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付（決定・却下）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市は、前項の決定をした日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第6条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 要綱又はこの要領に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、対象事業者に通知し、交付した補助金の返還を求める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

富士宮市長 宛

申請者 住所
事業者名
電話番号
担当者氏名

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付申請書

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金の交付を受けたいので、富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付要領第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 (受講費用)	円
研修名	
研修受講者名	
研修実施事業者名	
受講期間	年 月 日～ 年 月 日
修了年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 受講費用の支払を証する書類 <input type="checkbox"/> 修了証明書の写し <input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 請求書

確認欄 (以下の質問について、該当するものに○を付けてください。)

市税の滞納状況について、障がい療育支援課職員が担当部署に確認することに同意いただけますか。	はい・いいえ
補助対象経費に対し、他に補助金その他これに類するものの交付を受けていますか。	はい・いいえ

上記の質問の回答に「いいえ」がある場合は、本補助金の交付対象となりません。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

富士宮市長 宛

申請者 住所
事業所名称
代表者職・氏名
代表者氏名
電話番号
担当者氏名

下記の者は、相談支援専門員として就労していることを証明します。

記

被雇用者 ^(注)	氏 名	
計画相談支援 事業所	名 称	
	事業所番号	
	所 在 地	
就 労 開 始	相談支援専門員として 年 月 日から現在まで就労しています。	
本件に係る 事務担当者		担当連絡先 電話番号

(注) 被雇用者とは、計画相談支援事業所の事業者に直接雇用されている者で、派遣社員等は含まれません。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

富士宮市長 宛

申請者 住所
事業所名称
代表者職・氏名
代表者氏名
電話番号
担当者氏名

人員の配置要件に係る誓約書

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付要領第3条の規定に基づき、人員の配置要件について、下記のとおり満たすよう誓約をいたします。

記

1	事業者名	
2	事業所所在地	
3	当該補助金申請時点の相談支援 専門員数（補助対象相談支援専 門員を含む）	人
4	前年度（4月1日から3月31 日まで）の相談支援契約件数	件
5	補助対象相談支援員の氏名	
6	研修修了日	年 月 日

上記の補助対象相談支援専門員が、当該事業者若しくは当該相談支援専門員のやむを得ない事情により、研修修了日から1年以内に直接雇用ができなくなった場合は、市と協議の上、必要な措置を講じます。

様式第4号（第4条関係）

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金請求書

年 月 日

富士宮市長 宛

申請者 住所
事業所名称
代表者職・氏名
代表者氏名
電話番号
担当者氏名
担当者電話番号

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		銀行 信用金庫 農協 労働金庫							本店 支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ 口座名義人									

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任が必要となります。

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 印

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付(決定・却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金については、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付決定

補助金交付決定額	円
----------	---

2 却下
(理由)

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 印

富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した富士宮市相談支援従事者研修参加費補助金については、下記により交付決定を取り消します。
つきましては、既に交付した補助金を別添納付書にて期限までに返還してください。

記

- 1 取消決定額 金 円
- 2 取消理由
- 3 返還期限 令和 年 月 日まで